



エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設整備事業

環境影響評価方法書のあらし

令和3年11月

一関地区広域行政組合



はじめに

一関地区広域行政組合では、令和2年11月に「一関地区広域行政組合循環型社会形成推進地域計画」を策定し、ごみ処理の基本的な方向として、ごみの適正処理、エネルギー回収の推進、災害に備えた地域の防災拠点として強靱な廃棄物処理施設の整備・維持を進めることとしています。

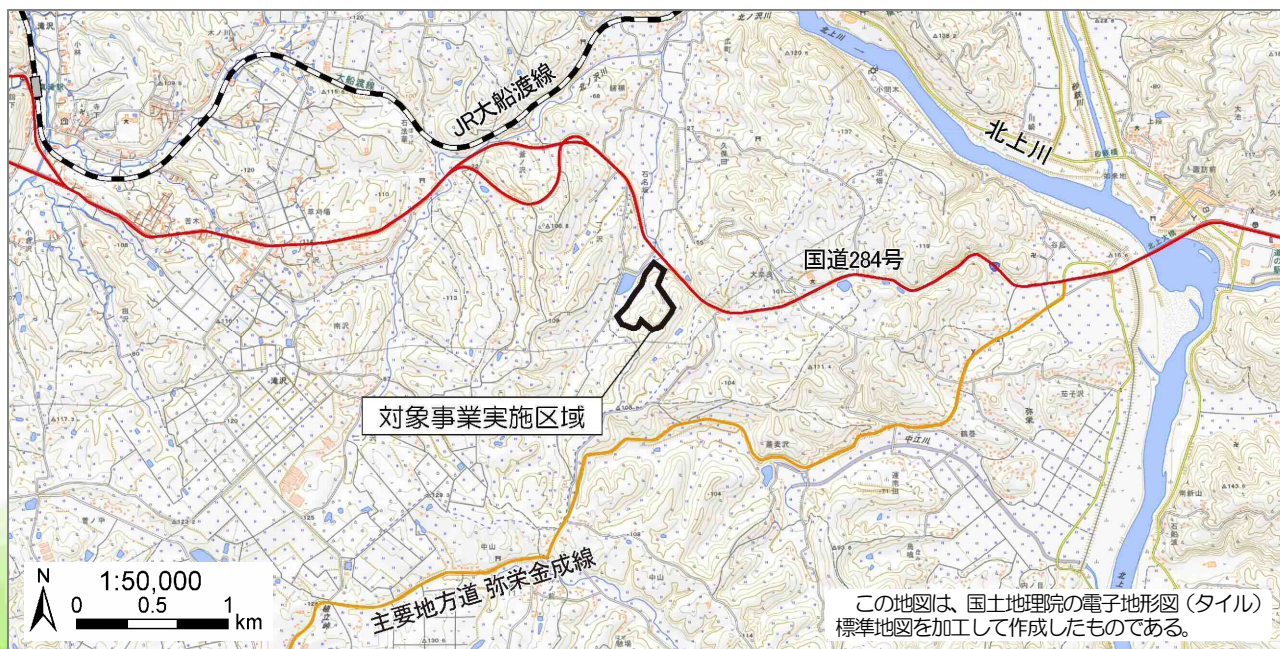
現在、一関地区広域行政組合の圏域では、ごみ焼却施設として稼働開始後40年を経過している一関清掃センター、稼働開始後22年を経過している大東清掃センターの2つの施設があります。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業（以下「対象事業」という。）は、現在稼働している2つの施設の老朽化対策として両施設を統合し、令和9年度中の稼働に向け、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を整備するものです。



対象事業実施区域

対象事業実施区域は、一関市弥栄字一ノ沢地内です。



施設の概要

組合管内（一関市・平泉町）から発生する一般廃棄物を焼却処理するごみ処理施設と再資源化するリサイクル施設を整備する予定です。

事業の名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業
建設候補地	一関市弥栄字一ノ沢地内
敷地面積	約 85,000 m ²
施設の種類	ごみ処理施設、リサイクル施設
処理能力	ごみ処理施設 4.5 t/時間(2.25 t/時間・炉×2 炉)×24 時間 リサイクル施設 4.0 t/時間×5 時間
煙突高さ	59m (予定)
工事着工時期	令和6年度 (予定)
施設供用開始時期	令和9年度 (予定)



工事計画（予定）

令和9年度中の稼働開始を目標に、令和6年度から工事を開始する予定です。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地形測量	↔						
地質調査	↔						
基本設計	↔						
造成設計		↔					
用地測量			↔				
用地取得			↔				
造成工事				↔			
建設工事					↔	↔	↔

環境影響評価手続きについて

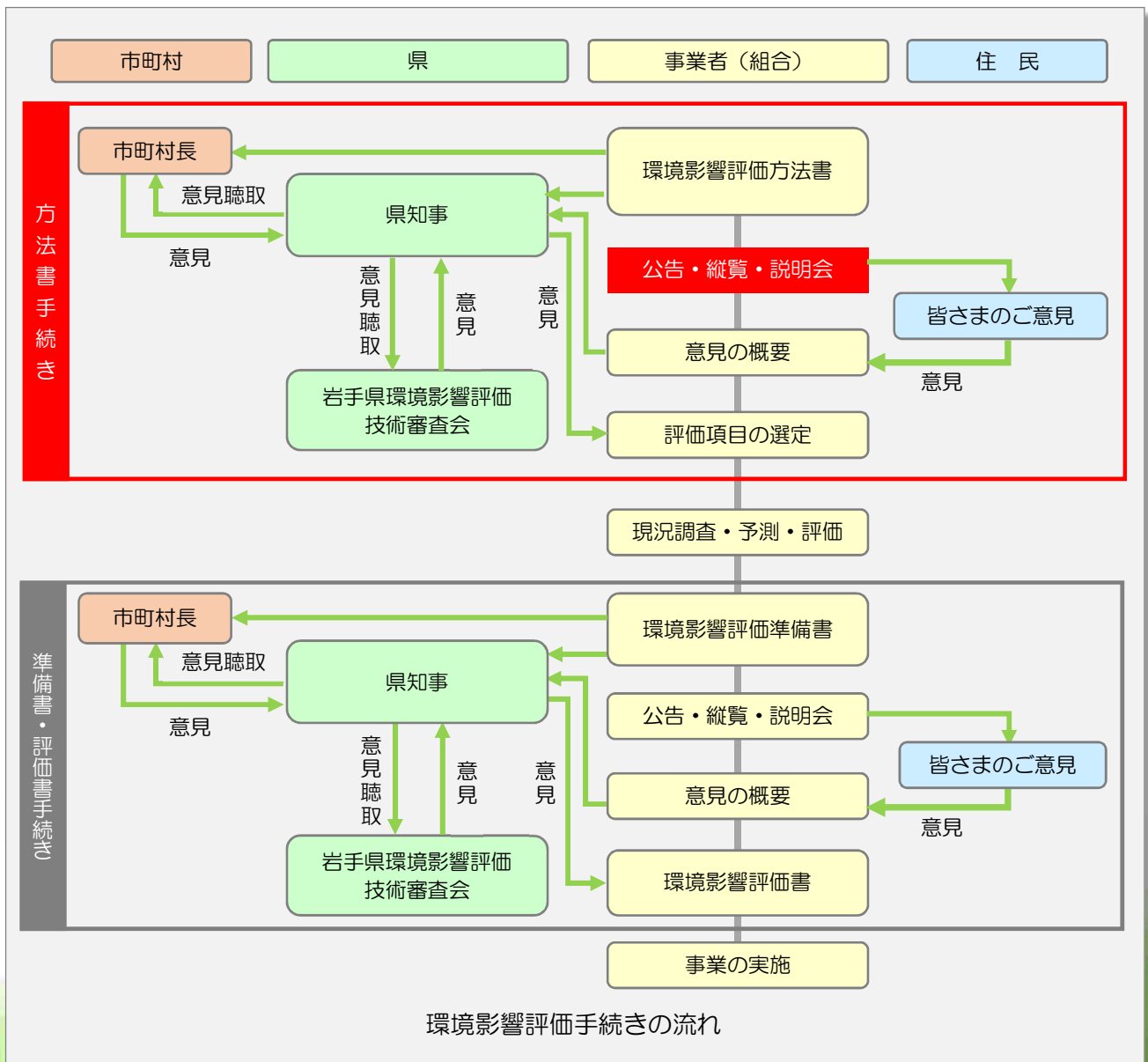
環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、開発事業などを行う場合に、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、市民や専門家等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きの事です。

対象事業では、「岩手県環境影響評価条例」（平成 10 年 7 月 15 日 条例第 42 号）に基づき、手続きを行います。

環境影響評価方法書とは

「環境影響評価方法書」は、対象事業の概要、対象事業実施区域及びその周囲の概況、対象事業に係る環境影響評価項目並びにその調査、予測及び評価の手法等について記載したものです。

今後、皆様のご意見をお聞きした上で、調査・予測及び評価を行い、その結果を基に「環境影響評価準備書」を作成し、さらに「環境影響評価書」として取りまとめます。



方法書の内容

対象事業実施区域及びその周囲の概況

環境影響評価の項目並びに調査、予測・評価の手法の検討に当たり、対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況について、入手可能な最新の文献資料を基に取りまとめました。

自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物及び生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況、温室効果ガス、放射性物質、公害苦情の状況について、既存文献等を参考に概況を調査しました。

社会的状況

人口及び産業、土地利用、河川・湖沼・地下水、交通、学校・病院等・住宅の配置、下水道の整備、法令等による規制及び施策、一般廃棄物処理の状況について、既存文献等を参考に概況を調査しました。

対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「岩手県環境影響評価技術指針」（平成11年1月14日 岩手県告示第19号の3）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案して選定しました。

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			
				時的な影響	造成等の工事による影響	稼働	建設機械の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の存在	事業の立地及び土地又は工作物の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素等						○	○	
			粉じん等		○	○					
		騒音	騒音		○	○			○	○	
		振動	振動		○	○			○	○	
	水環境	水質	水の汚れ等						○		
			土砂による水の濁り	○							
		その他	地下水水位等						◎		
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					▲		
			地盤	地下水の水位低下による地盤沈下						◎	
			土壌	土壌汚染					◎	◎	
その他	日照障害										
その他	電波障害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	▲		○				
		重要な種及び重要な群					○				
	生態系	地域を特徴づける生態系					○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					▲				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物						○			
		建設工事に伴う副産物	○								
温室効果ガス等	二酸化炭素						○				

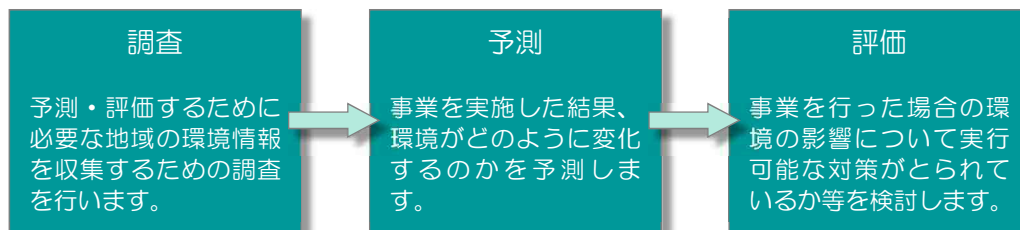
- ：岩手県環境影響評価技術指針の参考項目に準拠して選定した項目
- ▲：岩手県環境影響評価技術指針の参考項目であるが影響が小さいことなどにより選定しなかった項目
- ◎：岩手県環境影響評価技術指針の参考項目ではないが、追加して選定した項目
- 空欄：岩手県環境影響評価技術指針の参考項目ではなく、選定しなかった項目

調査・予測・評価の手法

環境影響評価を行うための現地調査は、対象事業実施区域の他に、最も影響を受けると想定される地点や最寄りの保全対象施設付近で実施します。

影響予測は、項目ごとに影響範囲を設定し、どの程度の影響があるかを数値計算や類似事項の引用、シミュレーションなどによって予測し、環境の保全に対して配慮すべき事項を検討します。

影響評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施による環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討します。また、国や自治体による環境基準や規制基準等と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかを評価します。

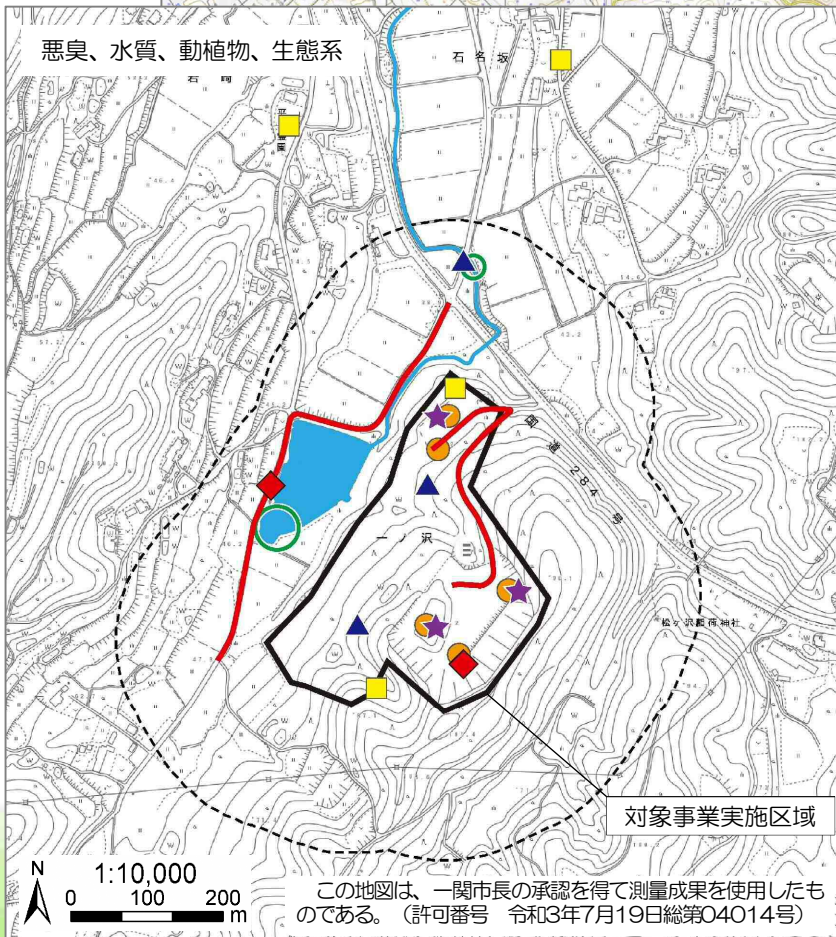
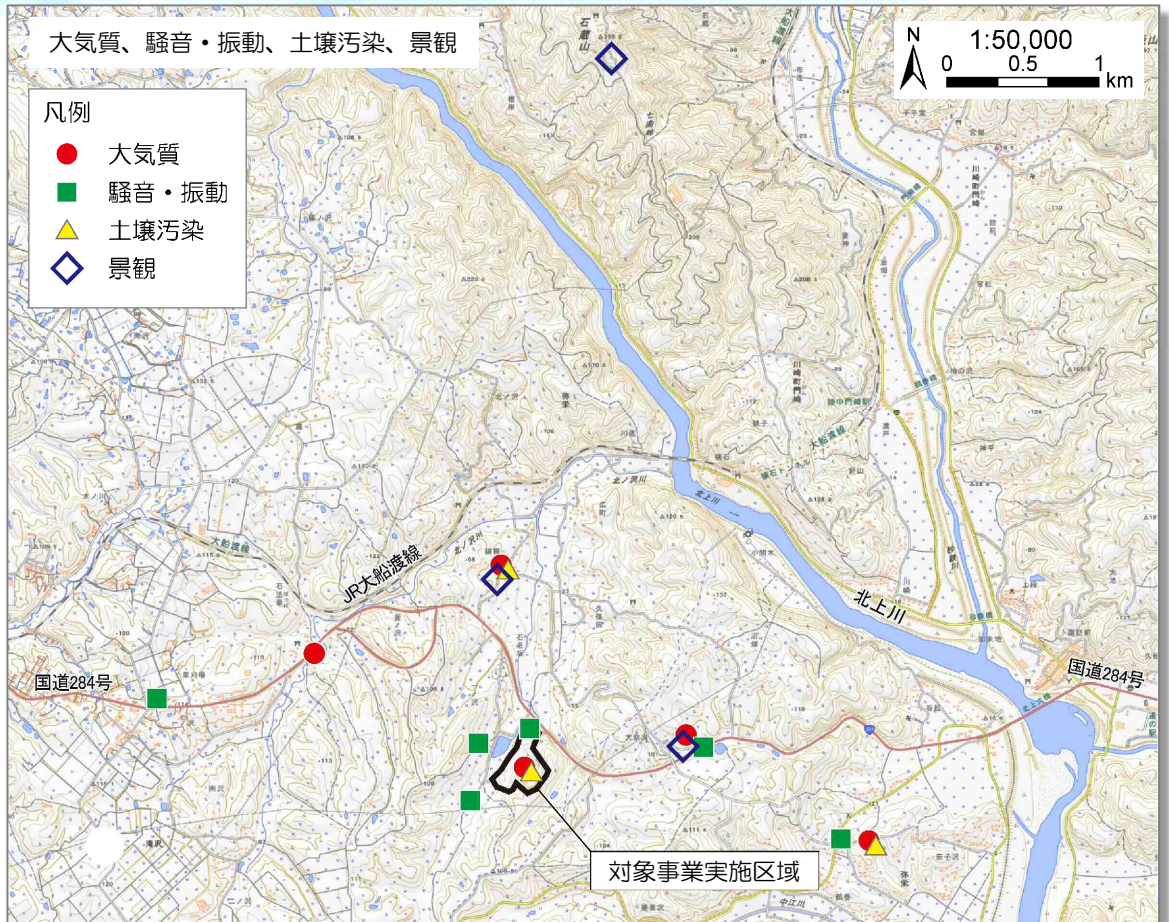


現地調査の一例



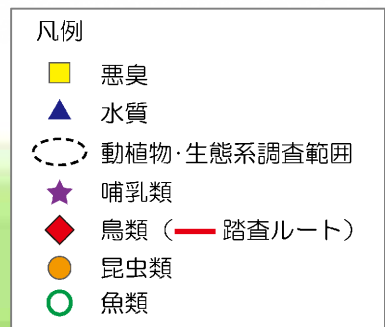
調査地点位置図（予定）

調査項目は、大気質、騒音・振動、悪臭、水質、地下水位（地盤沈下）、土壤汚染、動物、植物、生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス（二酸化炭素）を予定しています。



※ 地下水位（地盤沈下）、廃棄物の調査地点は、今後の事業計画に基づいて決定する予定です。

※ 温室効果ガス（二酸化炭素）の調査地点は、一関清掃センターと大東清掃センターを予定しています。



環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価方法書について詳しくお知りになりたい方は、下記の縦覧場所でご覧いただけます。

縦覧期間：令和3年11月24日（水）～令和3年12月23日（木）

場所	曜日	時間
一関地区広域行政組合総務管理課	土・日・祝除く	8:30～17:15
一関市役所本庁生活環境課	土・日・祝除く	8:30～17:15
一関市役所各支所市民課	土・日・祝除く	8:30～17:15

※ 一関地区広域行政組合ホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/~kouiki-gyousei/>)

環境影響評価方法書の説明会について

環境影響評価方法書の説明会を開催いたします。開催場所及び開催日時は下記とおりです。

開催場所	期日	開始時間	定員
弥栄市民センター	令和3年12月10日（金）	18時30分から	約50人
川崎市民センター	令和3年12月11日（土）	14時00分から	約100人

※ 説明会は1時間30分程度を予定しています。

意見書の提出について

環境保全の見地から方法書についてご意見をお持ちの方は、下記の期日までに意見書をお寄せください。

意見書には、ご住所、お名前、意見書の提出対象である方法書の名称、ご意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）を明記し、下記まで郵送またはファクシミリ、電子メールで送信いただくか、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。

提出期限：令和4年1月6日（木）消印有効

※ 意見書箱での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで。ただし、土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

※ 意見書用紙は縦覧場所に用意しているほか、一関地区広域行政組合ホームページからもダウンロードできます。

意見書の提出先及びお問合せ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

一関地区広域行政組合 総務管理課

TEL. 0191-21-2111 内線 8751

FAX. 0191-31-3224

E-mail somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp